

(新)中央町第1公園整備・管理運営事業【質問回答】

| No. 質問番号 | 資料名 | ■ | 質問等の内容 | | | | 回答 | | |
|----------|------------------------|----|--------|-----|-----|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | 1 | (1) | (2) | (ア) | | | |
| 1 | ○ 公務設置等指針 | 14 | 2 | 2 | (3) | | 国土交通省の支援制度 | 公募指針に記載のある「国土交通省の支援制度（都市構造再編集中支援事業）の活用」について、これは具体的にどのような制度で、認定計画提出者が協力すべきである詳細の内容はどのようなものでしょうか。 | 制度概要については、別紙1、「都市構造再編集中支援事業（国土交通省の押より）」とのおりです。ご協力をいただく内容は、制度活用に伴う国土交通省への申請手続き等に必要となる工事費内訳等に関する資料提出を想定しています。 |
| 2 | ○ 公務設置等指針 | 14 | 2 | 2 | | | 特定公園施設の整備費 | 特定のキャラクターを採用した構造物等を特定公園施設として設置しようとした場合、そのライセンス料などを特定公園施設の整備費に計上することは可能でしょうか。 | 特定公園施設の費用にかかるライセンス料については、整備費に計上することは可能です。 |
| 3 | ○ 公務設置等指針 | 14 | 2 | 3 | (3) | | 指定管理者の指定及び管 理運営経費 | 市が負担する指定管理料の上限額（16,614千円/年）について、積算根拠をご示願います。 | 指定管理料の上限額については、要求水準書P3、表2の（新）中央町第1公園基本計画（改定版）における各ゾーンの整備内容イメージに示す施設の管理に必要な費用を計上しています。 |
| 4 | ○ 公務設置等指針 | 22 | 3 | (3) | 7 | | 応募者の資格 | 「応募法人等のうち少なくとも1者は」と記載のあるその対象は、共同事業体の構成員ではなく、当該資格をもつ協力企業で良いでしょうか。 | 共同事業体の場合、その構成法人等のうち、少なくとも1者が当該登録を行なっていることします。 |
| 5 | ○ 公務設置等指針 | 22 | 3 | (3) | 8 | | 応募者の資格 | 「応募法人等のうち少なくとも1者は」と記載のあるその対象は、共同事業体の構成員ではなく、当該資格をもつ協力企業で良いでしょうか。 | 共同事業体の場合、その構成員又は、構成法人等に属する者の少なくとも1者が当該資格を有していることします。 |
| 6 | ○ 公務設置等指針 | 28 | 4 | 2 | (5) | | 第一次審査書類の受付 | 提出方法について、春日部郵便局留で郵送するように記載がありますが、公衆緑地課の窓口に直接ご提出することは可能でしょうか。 | 記載のとおり、春日部郵便局留でお願いします。 |
| 7 | ○ 公務設置等指針 | 46 | 4 | 11 | (1) | | リスク分担 法令変更及び税制 | リスク分担表では、消費税率の変更は協議事項、法人税・法人性税率、事業所税率の変更是民間負担となっております。官民連携事業におけるリスク分担の基本原則は、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考え方方が基本であると考えております。 国の事業者はじめとして他の官民連携事業においては、消費税率はじめ事業に直接影響のある税率等の場合には官側のリスク分担となっております。 食品等を除いて今後各種税率が上がる可能性が高いことを鑑み、事業者側で管理できない税率や法制度変更リスクについては、明確に市側のリスク分担としてご検討いただけないでしょうか。 | 消費税率（地方消費税を含む）率の変更については、市と事業者の「協議事項」としています。 また、このほか、法人税・法人性税率の変更及び事業所税率の変更以外で整備・管理運営に影響するものについても、市と事業者の「協議事項」としています。 「協議事項」の税制変更リスクについては、変更の内容などを踏まえて個別に対応させていただきます。 |
| 8 | ○ ○ 公務設置等指針 | 49 | 4 | 11 | (1) | | リスク分担 物価変動 | 物価指針については、具体的にどの指標を適用するのか、見直しのタイミングは、民間事業者からの発議によるものであるのか、ご教授ください。 また建設及び維持管理・運営期間においての物価変動ですが、昨今の物価変動幅が大きく、民間事業者の許容できるレベルをはるかに超えるものとなっております。是非柔軟な対応をお願いする次第です。 | 特定公園施設の調度対価のうち、工事に要する費用に係る賃金又は物価の変動の基準となる指標については、建設・調度契約書P5、(3)のとおり、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済計画室が示す「建設工事費アフレーカー（公開）」とします。 なお、(3)のとおり、指定期間の内に、建設・維持管理及び運営に要する費用に係る賃金又は物価の変動に対する額の変更については、指定期間基本協定書P17及び18を参照してください。物価変動については、両規定に基づいて対応することを基本とし、事業期間中に協議を行なうことが可能となります。 |
| 9 | ○ 公務設置等指針 | 50 | 4 | 11 | (1) | ※1 自然災害等による不可抗 力への応急復旧 | 自然災害等による不可抗力への対応例として「災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者が応急復旧する」とあります、当該復旧に関わる費用はどのように回収できるのでしょうか。 | 特定公園施設にございますが、施設に生ずる損害を撲滅するため、火災保険を保有することを予定しております、この保険で対応可能な自然災害等の損害については、市で対応することを想定しています。 ただし、施設本体の効用持続年数を維持していくために必要な限度の維持補修（内修繕：見積額100万円未満のもの等）は、指定期間で費用負担いただくこととしています。 ただし、市が保険を付保する場合等、自然災害を受けた施設やその状況等により指定期間で市との協議を経て、市で対応するケースも想定します。 | |
| 10 | ○ 要求水準書 | 1 | 1 | | | 表1 本事業で要求する施 設一覧 自転車駐車場 | 利便増進施設として記載のある「自転車駐車場」は要求水準書にある「駐輪場」と同一のものでしょうか。同一の場合は、すべて利便増進施設として構築する必要があるのでしょうか。 | 利便増進施設の仕様提案施設として記載する「自転車駐車場」は、特定公園施設の導入必須施設として記載する「駐輪場」とは別の施設となります。 | |
| 11 | ○ 要求水準書 | 3 | 1 | 1 | | 表2 各ゾーンの整備内 容のイメージ 樹木及び植栽 | 鳥害がないような木の選定、もしくは鳥害を防ぐ手段を講じた場合には高木をご提案できますでしょうか。 | 要求水準書P12、1(1)表4のとおり、「高木は不可」とさせていただきます。 | |
| 12 | ○ 要求水準書 | 4 | 2 | 1 | | 表3 建べい率の上限値 【特例・通常】と想定公 園施設（建築物）、設 計・整備費の負担（想 定）の想定イメージ | 便益施設等の建設に際し、公募対象公園施設とみなされるのはその対象構造物が地面に接する位置、範囲と捉えて良いでしょうか。 | 公募対象公園施設として設計される建築物の建築面積は、建築基準法施行令第二条第一項第二号の規定する建築面積とします。 また、公募対象公園施設として設計される建築物の敷地は、建築基準法施行令第二条第一項第一号の規定する建築物の敷地とします。 なお、公募対象公園施設として設計される建築物以外の工作物の敷地は、公募対象公園施設の用に供する敷地で、必要な付帯施設なども含む敷地とします。 あわせて、実施協定（案）第19条第4項の「建築面積」の記載を「面積」に改めます。 | |
| 13 | ○ 要求水準書 | 4 | 2 | 2 | | 会之郷川・豊武川における 暗渠の設置条件 | 会之郷川・豊武川の水を公園内に引き込み、公園の魅力を高める提案は可能でしょうか。 | 川からの水の引き込みについて、提案者が建設管理者などからのご承をいただける見通しを立て、また公募設置等計画をご提出をいたいた後は、内容の変更が生じないように事業計画の実現可能性を考慮いただき上で、公園の魅力を高めるご提案をいただくことは可能です。 | |
| 14 | ○ 要求水準書 | 5 | 2 | 3 | | 記念樹 | 計画地に残置されている樹木（春日部市人口10万人の記念樹）について、現状の位置と大きさを教えてください。 | 記念樹の位置については、参考資料7、「計画地盤高図・解体残置物（その他）位置図」の計画敷地北側に位置しています。 大きさについては、別紙2、「春日部市人口10万人の記念樹」を参照してください。 | |
| 15 | ○ 要求水準書 | 5 | 2 | 4 | | モニュメント | 計画地に残置されているモニュメントについて、具体的な姿形および、現状の位置と大きさを教えてください。 | 区画整理事業地の位置については、参考資料7、「計画地盤高図・解体残置物（その他）位置図」の計画敷地北側に位置しています。 中低木の大きさについては、別紙3、「区画整理事業地の位置図および大きさ」を参照してください。 母子像の位置については、参考資料7、「計画地盤高図・解体残置物（その他）位置図」の区画整理事業地の位置図を参照しています。 姿形および大きさについては、別紙4、「母子像の姿形および大きさについて」を参照してください。 | |
| 16 | ○ 要求水準書 | 12 | 4 | 1 | (1) | 表4 導入を必须とする特 定公園施設 | ムクドリ対策のため高木は不可であるが、中低木の植栽は可との理解で良いか。 高木・中木の定義を明確にしてほしい。 | 中低木の植栽は可とします。 中低木基準については、公園緑地工事に係る工事数量の計算等にあたって、国土交通省都市局公園緑地・景観課が示す「公園緑地工事数量算出要領」に基づき、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とします。 | |
| 17 | ○ 要求水準書 | 12 | 4 | 1 | (1) | 表4 導入を必须とする特 定公園施設 | 指定管理業務の業務遂行のため、職員が常駐する施設（管理事務所等）が必要と思料致しません。貴重が「導入を必須」としない理由について御教示願います。 | 当該業務を行う場所を特定公園施設の導入必須施設としておりません。 公園の運営方針などを踏まえつつ、特定公園施設の任意提案施設を設け実施することや公募対象公園施設内で実施すること、または、公園敷地外で実施することなど、全体の事業計画の中でご提案いただくことを期待するものです。 | |
| 18 | ○ 要求水準書 | 14 | 4 | 1 | (2) | 2 | 基本的な条件 | 公園を含めた周辺との機能的連携のため、医療センターと連携する提案は可能でしょうか。 | 周辺との機能連携について、春日部市立医療センターとの連携の見通しを立ていただき、また公募設置等計画をご提出をいたいた後は、内容の変更が生じないように事業計画の実現可能性を考慮いただき上で、ご提案をいたくことは可能です。ただし、ご提案いただいた計画の実施が困難となる場合、設置等予定者の地位を失うことなどがあります。 |
| 19 | ○ 要求水準書 | 22 | 4 | 1 | (5) | 2 | 実施体制 | 工事監理責任者と施工監理責任者の資格要件は特にないと考えてよいか。 | 工事監理責任者と施工監理責任者の資格要件は設けておりませんが、事業者提案により資格保有者を配置することは可能です。また、要求水準書の第4章1.(6)に示す実施体制及び公募設置等指針の第3章1.に示す公募への参加資格を満たす必要があります。 |
| 20 | ○ 要求水準書 | 22 | 4 | 1 | (5) | 2 | 施工監理責任者 | 「施工管理責任者」という理解でいいか。 もしくは、「施工監理責任者」として建設業務を行うもの以外が担当役割との理解でよいいか。 | 「施工監理責任者」の配置が必要です。事業の品質確保の観点から、建設業務の実施者による自主管理に加えて、工事監理業務として施工監理責任者の配置による適切な管理体制を構築してください。 |
| 21 | ○ 指定管理業務仕様書 及び特記仕様書 | 8 | 1 | | | | 職員配置 | 配置する職員が業務を実施する場所について御教示願います。 | 指定管理業務の対象となる範囲については、要求水準書P26、2.(2)のとおりです。 |
| 22 | ○ 指定管理業務仕様書 及び特記仕様書 | 9 | 6 | (1) | | | 施設の利用受付等に関する業務 | 当該業務を行う場所は公園内に設置されるの理解でよろしいでしょうか。 | 当該業務を行う場所を特定公園施設の導入必須施設としておりません。 公園の運営方針などを踏まえつつ、特定公園施設の任意提案施設を設け実施することや公募対象公園施設内で実施すること、または、公園敷地外で実施することなど、全体の事業計画の中でご提案いただくことを期待するものです。 |
| 23 | ○ 指定管理業務仕様書 及び特記仕様書 | 10 | 6 | (2) | 1 | (3) | 利用料金の徴収 | 「施設に備え付けである金庫」とありますが、「施設」とは何を指すのでしょうか。 | 公園施設となる管理事務所などを「施設」として、想定したものです。ただし、管理事務所などは、No17のとおり、特定公園施設の導入必須施設としておりませんので、ご提案の状況をご考慮いただいた上で、厳重に管理してください。 |